

議案第66号

みやき町空家等対策協議会条例の制定について

みやき町空家等対策協議会条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づく協議会の設置にあたり、みやき町空家等対策協議会条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき、みやき町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等の対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、町長及び委員15人以内で組織する。

2 町長を除く委員は、法第7条第2項に規定する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬等)

第9条 委員の報酬については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、事業部まちづくり課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。